

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
39	<p><b>3 組織・運営</b></p> <p><b>(2) 臨時・非常勤職員の任用根拠と勤務実態の不整合</b></p> <p>【現状の問題点】</p> <p>■臨時職員                      医師を除く臨時職員の多くは事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態となっている外観を有しており、臨時的任用職員の任用根拠と勤務実態の整合がとれているか疑問である。</p> <p>■非常勤職員                      非常勤職員のうち、「医師事務作業補助員」及び「検査事務作業補助員」の個別の職務の内容は一般職の職員と同様と見受けられるため、任用根拠と勤務実態の整合がとれているか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】                      「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（平成26年7月4日総務省自治行政局公務員部長）を踏まえ、臨時・非常勤職員の任用根拠の見直しを含めて任用のあり方を精査する。</p>	<p>臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正がなされ、令和2年4月1日に施行されますことから、臨時・非常勤職員の任用のあり方を精査し、適正な任用の確保に努めてまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保については、令和2年度から会計年度任用職員制度へ移行し、標準的な業務量の精査及び職の必要性等を検討し、職の設定を行った上で、会計年度任用職員を任用しております。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。